

令和2年9月9日(水)に開催した令和2年度第5回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 教員の就業規則違反行為に係る処分

ア 趣旨

事務局から、事務局職員等に対してハラスメントの言動を行った教員に対して懲戒処分を行うことについて、説明があった。処分対象者は、文化政策学部教授(60代、男性)、処分年月日は令和2年9月9日で、処分の内容は戒告である。

イ 主な意見・質問

・今後再発しないよう対応をお願いしたい。(→アンガーマネジメントやコミュニケーションの取り方などの指導を行いたい。)

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(2) 任期付教員の再任について

ア 趣旨

事務局から、任期付教員である英語・中国語教育センターの特任講師から再任希望の申し出があり、本人への面接等を経て再任可との判断としたので、役員会での意見を求める旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 受託事業について

ア 趣旨

事務局から、静岡県(西部地域局)より地震体験車の側面部及び背面部のデザインの業務委託、三ヶ日町農業協同組合からLINEスタンプの制作の業務委託について申し出があり、いずれも学生に対する教育効果及び本学の知名度向上が期待できることから受託したい旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

・再度感染拡大が起こった場合の対応の取り決めはあるのか。(→今後、それらのことも想定に入れて契約を交わす予定である。)

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

(1) 令和元事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果について

事務局から、令和元事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果について以下のとおり報告があり、前者については全体として「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価結果であり、後者については「中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である。」との評価結果であった。

(2) 令和元事業年度に係る財務諸表及び利益の処分の承認について

事務局から、静岡県知事より令和元事業年度に係る財務諸表及び利益の処分について承認されたという報告があった。当期総利益の処分として46,178,220円の目的積立金(教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金)への積立が承認された。

以上